議案第３３号

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年５月２０日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当に係る改定に準じて、町職員の期末手当の支給割合を改めるもの。

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の長与町職員の給与に関する条例第１７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで又は第１９条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　１２７．５分の１５

⑵　再任用職員　７２．５分の１０

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。